

平成30年第1回 小坂町農業委員会会議録

平成30年1月9日（火）16時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（10人）は次のとおりである。

1番 木村 功	2番 亀田 静子	3番 中村 修太郎
4番 大内 正富	5番 畑澤 富子	6番 宮館 文男
7番 小館 正光	8番 目時 勝則	9番 小館 康弘
10番 中村 吉夫		

2. 欠席委員（0人）

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 安保 明彦 事務局長補佐 宮館 秀樹

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮館 秀樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

4番 大内 正富 5番 畑澤 富子

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第1 報告第1号	平成29年度東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約について
第2 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書について
第3 決定第1号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて

事務局（宮館秀） 只今から、平成30年1月9日招集平成30年第1回小坂町農業委員会総会を始めます。（16：00）

議長（中村吉） 明けましておめでとうございます。新しく農業委員が任命されてから約6ヶ月過ぎました。今年は2年目に入りますが、全国大会でも動ける農業委員会になってくださいと言われていています。いずれにしてもこれから「1・2・3運動」を進めていくこととなります。今年は、農家の実態を把握するためのアンケート調査を実施しますが、農家の高齢化が進んでおり、アンケートに記入することも容易でないという農家も出てくると思われます。そのようなところはみなさんで手分けをし、アンケートの回収に努め、実態を把握しなければならないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局（宮館秀） 7番委員がまだ来ておりませんが、出席すると連絡が入っております。

議長 只今の出席者は9名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

議長 本日の会議録署名委員を指名します。4番大内正富委員、5番畑澤富子委員の両名を指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。日程第1、報告1 平成29年度東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、説明をお願いします。

事務局 (報告第1号提案理由朗読)
出席されました2番委員からお願いします。

2番委員 11月7日に研修会に出席してきました。札幌市で開催され、参加者が216名でした。最初に、農林水産省女性活躍推進室久保室長より「女性委員の役割と期待される活動について」講演していただきました。あらゆる分野における女性の活躍が国の主要施策として掲げられ、次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や働きやすい環境整備を推進するなどして、女性農業者の存在感を高め、職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ることが宣言に盛られている。また、女性委員に求められることとして、技術・経営力・経験そして女性ならではの活動、たとえば食育や地産地消、新規就農者支援、家族経営協定の締結推進、女性農業者の相談相手などがあげられるのではないかとということでした。次に、パネルディスカッションでは、秋田県の高橋会長もパネリストとなり、活発な意見交換がなされました。研修会後の意見交換会では、顔見知りの方もでき、道県をこえた横のつながりが増したと感じられる研修会となりました。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問意見等ございましたらお願いします。

議長 (質問等なし)

議長 質問等ないようですので、報告1は終了します。
(16:09)

議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約について、事務局よりお願いします。

事務局 (報告2提案理由朗読)
1番は、細前田・矢柄平地内4筆をAがBに返すものです。合意解約です。2番は、栃川原地内1筆をAがCに返すものです。合意解約です。3番と4番は、向田表・端・惣次郎田地内8筆をDが農地円滑化団体の農協を通じ、Eから借りてあったものを返すものです。合意解約です。

議長 6番委員 ただいまの報告について、質問等ございましたらお願いします。
(宮舘文)
農協はどういう関係で関わっているのですか。

事務局 今回の農地中間管理事業が始まる前は、農地の貸借を促進させるために農地円滑化団体というものを作りまして農地の貸借の推進を図りました。その農地円滑化団体になったのがかつの農協です。農地所有者は農地円滑化団体の農協に貸し、農協が耕作者に貸すシステムでした。また、この農地円滑化事業を利用すると耕作者に助成金が出るので、このシステムを利用する方が多数いました。3番4番はこのシステムを利用した貸借のため、耕作者が農地円滑化団体の農協に返し、農協が所有者に返す手順となっています。

6番委員 わかりました。

議長 それ以外の質問等ございましたらお願いします。

議長 (質問等なし)

議長 質問等が無いようですので、報告2は終了します。
(16:16)

議 長 続いて、日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明を求めます。

事務局 (議案1号提出理由朗読)
経緯詳細説明

1番は、小坂端・田ノ沢地内2筆、1060㎡をFがGから無償で譲られるものです。2番は、小坂台作地内1筆、6041㎡をHがIから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。3番は、小坂台作地内1筆、5201㎡をポーランドがJから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。4番は、小坂台作地内1筆、4761㎡をポーランドがKから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。5番は、小坂台作地内1筆、6041㎡をポーランドがLから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。以上5件です。

議 長 最初に2番から5番までについて、質問意見等ございましたらお願いします。

7番委員 (小館正)
事務局 ポーランドに関する場所は、前にも審議している場所ですか。

49ページの位置図をご覧ください。ポーランドに関する案件は、同じ台作地内でも12月総会で審議された農地の隣接地になります。前回審議されたのは今回申請されている西側の部分になります。

7番委員 わかりました

議 長 それ以外の、質問等ございましたらお願いします。

9番委員 (小館康)
事務局 この先も、ポーランドの農地取得の申請が出てくる予定はありますか。

出てくると思います。申請を代行している事業者から取得予定地の全体図を見せてもらったことがありますけど、まだ残っている場所がありますので、許可申請は出てくると思います。

9番委員 わかりました。

8番委員 (目時)
事務局 2番も同じ台作地内ですけれども、ポーランドと関係あるのでしょうか。

2番の譲受人Hはポーランドとは関係ありません。

8番委員 わかりました。

議 長 それ以外の、質問等ございましたらお願いします。
(質問等なし)

議 長 無いようなので、2番から5番までについては質疑を終了してよろしいでしょうか。
(よいとの声あり)

議 長 1番については、私が議事参与の制限に該当しますので、議長を亀田職務代理にお願いします。

議 長 暫時、休憩します。(16:23)
(議長を交代)
(10番委員退席)

議 長 再開します。(16:24)
(亀田)

議 長 只今の議案1の1番について、質問意見等ございましたらお願いします。
(質問等なし)

議 長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。
(よいとの声あり)

議 長 議案1の1番から5番について、原案どおり許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 議案1は、原案どおり許可といたします。
(16:25)

議長 暫時、休憩します。(16:25)
(10番委員着席)
(議長を交代)

議長(中村) 再開します。(16:27)

議長 続いて、日程第3、決定第1号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局より説明を求めます。

事務局 (決定1提案理由朗読)
1番は、小坂上川原地内1筆、中村農園がMから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり7,000円です。2番は、小坂向田表・惣次郎田地内6筆、中村農園がNから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり7,000円とソバをつける部分は2,000円です。3番は、小坂古遠部・惣次郎田地内5筆、中村農園がOから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり2,000円です。ソバをつけます。4番は、小坂下川原地内3筆、中村農園がPから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり2,000円です。ソバをつけます。5番は、小坂太田地内2筆、中村農園がQから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり2,000円です。ソバをつけます。6番は、小坂太田・惣次郎田地内6筆、中村農園がRから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり7,000円とソバをつける部分は2,000円です。7番は、小坂孫太郎地内1筆、中村農園がSから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり2,000円です。ソバをつけます。8番は、小坂若木立地内4筆、中村農園がTから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり2,000円です。ソバをつけます。以上8件です

議長 ただいま説明があったことについて、質問意見等ございましたらお願いします。

議長 確認します。7番の端に濁川自治会の土地があるはずですが、そこは含まれていませんね。

事務局 87ページの位置図では具体的には示すことはできませんが、地番が違うのであれば含まれていません。また、畦畔等がありますので、借人も境界はわかると思います。

議長 その他、質問等ございましたらお願いします。

7番委員 このソバをつける部分は今までは田であったのですか。

事務局 田であった箇所もありますが、転作で牧草や自己保全管理にしている箇所もあります。

7番委員 このように何カ所も借りて難儀するのではないのでしょうか。

事務局 中村農園では、今回の申請地の隣接地で耕作しており、無理のない範囲で貸借していると思います。

7番委員 わかりました

議長 その他、質問等ございましたらお願いします。
(質問等なし)

事務局 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。
(よいとの声あり)

議長 それでは、決定1については、原案どおりの承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 決定1について、原案どおり承認いたします。
(14:41)

議長 その他、みなさんの方から発言ございませんか。
(発言等なし)

事務局 | 無いようですので、只今を持ちまして第1回総会を終了します。
(14:41)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 中村吉夫

署名委員 大内正富

署名委員 畑澤富子